

議案第51号

北名古屋市市税条例の一部改正について

北名古屋市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成30年6月13日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、中小企業の設備投資の促進に向けて、固定資産税を軽減する特例措置に関する整備を行うため、本条例の一部を改める必要があるからである。

## 北名古屋市市税条例の一部を改正する条例

(北名古屋市市税条例の一部改正)

第1条 北名古屋市市税条例（平成18年北名古屋市条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第26項を第27項とし、第25項の次に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

第2条 北名古屋市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。